

官報

号外

昭和二十八年八月八日

第十六回 参議院會議録第三十七号

昭和二十八年八月八日(土曜日)午前十時五十九分開議

議事日程 第三十六号

昭和二十八年八月八日

午前十時開議

第一 町村合併促進法案(本院提出、衆議院回付)

第二 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案(本院提出、衆議院回付)

第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第四 引揚同胎対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第五 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨七日議長において、左の常任委員の

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 議長の報告

辞任を許可した。

内閣委員

同

同

人事委員

同

地方行政委員

同

外務委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高瀬莊太郎君

大野木秀次郎君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和二十八年年度予算の執行状況
に関する調査承認要求書

一、事件の名称 昭和二十八年年度予算の執行状況に関する調査
一、調査の目的 昭和二十八年年度予算についてその執行状況並びに国民経済との関連について調査する。

一、利益 昭和二十八年年度予算の執行状況を調査することによつて今後における予算審査に資する利益がある。

一、方法 関係者より説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて現地に実情調査のため職員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の議決を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年八月六日

予算委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

昨七日本院は、左の参議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における水害に伴う中小企業信用保険法の

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案
財団法人労働科学研究所に対する国所有財産の譲与に関する法律案

社会福祉事業振興会法案
畑地農業改良促進法案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案
国会職員法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の

特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国所有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自動車競技法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めの件

国際民間航空条約への加入について承認を求めの件

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めの件

国際電気通信条約の批准について承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

信用保証協会法案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律案の一部を改正する法律案

青年学級振興法案
日雇労働者健康保険法案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

信用保証協会法案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律案の一部を改正する法律案

青年学級振興法案
日雇労働者健康保険法案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案
財団法人労働科学研究所に対する国所有財産の譲与に関する法律案

青年学級振興法案
社会福祉事業振興会法案
日雇労働者健康保険法案
畑地農業改良促進法案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律案
国会職員法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案

信用保証協会法案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律案の一部を改正する法律案

青年学級振興法案
日雇労働者健康保険法案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めの件

国際民間航空条約への加入について承認を求めの件

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めの件

同日衆議院議長から、国会は衆議院議員有田八郎君が国際連合捕虜特別委員会第四期日本政府代表に就くことができることを議決した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、国会は衆議院議員有田八郎君が国際連合捕虜特別委員会第四期日本政府代表に就くことができることを議決したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないことを認めます。

本院において指名する委員は三名でございます。

○石村幸作君 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたので、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○大和興一君 只今の石村幸作君の動議に賛成をいたします。

○議長(河井彌八郎) 石村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないことを認めます。よつて、議長は、畑地農業改良促進対策審議会委員に加藤武徳君、江田三郎君、鈴木一君を指名いたします。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、町村合併促進法案(本院提出、衆議院回付)を議題といたします。

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和二十八年八月七日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

第四節 都道府県は、町村合併を促進するため、地方自治法第三十八條の四第三項の規定により、条例で町村合併促進審議会を置くことができる。

2 町村合併促進審議会の委員は、条例の定めるところにより、当該都道府県の議会が推薦する議員、当該都道府県の区域内の町村の議会の議長、当該都道府県の区域内の町村の長の連合組織が推薦する町村の長、当該都道府県の教育委員会が推薦する当該都道府県の教育委員及び学識経験者有する者のうちから都道府県知事が任命する。

3 町村合併促進審議会は、都道府県知事の諮問に依り、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

4 町村合併促進審議会は、都道府県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣伝、勧奨

及びあつせんを行うことができる。

第二章 他の法律の特例

(議員の任期、定数に関する特例)

第九節 町村合併の際合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一條の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をこえて当該合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後二箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

2 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

3 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

4 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

5 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

6 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

7 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

8 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

9 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

10 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

11 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

12 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

13 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

14 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

15 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

16 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

17 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

18 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

19 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

20 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

21 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

22 合併町村においては、地方自治法第九十一條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加すること

九六二

教育職員級別俸給表(別表第六)

イ 大学等教育職員級別俸給表

ロ 高等学校等教育職員級別俸給表

ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

第五

給表

に改め、同条に次の一

級別俸給表

6 教育職員級別俸給表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げ

別表第六 教育職員級別俸給表
イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
二級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
三級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
四級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
五級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
六級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
七級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
八級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
九級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
十級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
十一級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
十二級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇

備考 1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。
2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。
ロ 高等学校等教育職員級別俸給表

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

- る教育職員に適用する。
- 一 大学等教育職員級別俸給表
大学その他これに準ずるものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他人事院規則で指定する職員
- 二 高等学校等教育職員級別俸給表
高等学校その他これに準ずるものに勤務する校長、教諭、看護教諭、助教諭、実習助手その他人事院規則で指定する職員
- 三 中学校、小学校、小学校等教育職員級別俸給表
中学校、小学校、幼稚園その他これらに準ずるものに勤務する校長、園長、教諭、看護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員

職務の級	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
二級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
三級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
四級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
五級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
六級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
七級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
八級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
九級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
十級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇
十一級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,四〇〇

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

別表給表
中学校、小学校、幼稚園その他これらに準ずるものに勤務する校長、園長、教諭、看護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員

第六条の二 中「十五級に格付され

る官職及びその官職」を「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職並びにこれらの官職」に改める。
第十二条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。
別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

七級	12,000	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600	12,700	12,800	12,900	13,000	13,100	13,200	13,300	13,400	13,500	13,600	13,700	13,800	13,900	14,000
八級	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	11,500	11,600	11,700	11,800	11,900	12,000	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600	12,700	12,800	12,900	13,000
九級	10,000	10,100	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600	10,700	10,800	10,900	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	11,500	11,600	11,700	11,800	11,900	12,000

十級	9,000	9,100	9,200	9,300	9,400	9,500	9,600	9,700	9,800	9,900	10,000	10,100	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600	10,700	10,800	10,900	11,000
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものと
する。

附則

- この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- この法律施行の日(以下「切替日」という。)において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職級の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額(大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)附則別表の新俸給月額の直近上位の額とする。)に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中に

ない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
4 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職 員が属してい た一般俸給表 の職務の級		教育職員級別俸給表の職務の級		高等学校等教育 職員級別俸給表 の職務の級		中学校、小学校 等教育職員級別 俸給表の職務の 級	
四級	級	二級	級	二級	級	二級	級
五級	級	三級	級	三級	級	三級	級
六級	級	四級	級	四級	級	四級	級
七級	級	五級	級	五級	級	五級	級
八級	級	六級	級	六級	級	六級	級
九級	級	七級	級	七級	級	七級	級
十級	級	八級	級	八級	級	八級	級
十一級	級	九級	級	九級	級	九級	級
十二級	級	十級	級	十級	級	十級	級
十三級	級	十一級	級	十一級	級	十一級	級
十四級	級	十二級	級	十二級	級	十二級	級
十五級	級	十三級	級	十三級	級	十三級	級

【村尾重雄君登壇、拍手】
○村尾重雄君 只今議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、七月二十四日、衆議院議員益谷秀次君ほか二十三名の提出によるものであります。
本法律案の提案の理由といたしましては、教職員の職務と勤務態様の特殊性に鑑み、教育職員の給与を一般職職

員と別個の体系に定めようとするものであり、その改正点の要旨をいたしましては、
まず第一に、教育職員の俸給表を一般俸給表より分離して、大学、高等学校、中小学校等の三表に区分した特別俸給表を制定したことであり、
第二に、大学、高等学校、中小学校等、全般を通じて俸給の最高額を引上げたことであります。
第三に、附則において、大学等教育職員又は高等学校等教育職員の四級から十級又は九級までの職員に対して、この法律施行の際に一律に一号上位に切替えることを規定しておるものであります。
本委員会といたしましては、去る七月三十日、衆議院議員赤城宗徳君より提案の理由を聞き、質疑を行い、又、文部委員会及び地方行政委員会との連合委員会を開いて審議の万全を期し、或いは各種学校の代表者を参考人として招き、広く各方面の意見を求める等、慎重なる審議を行なつて参りました。
次にその審議経過の主な点について申し上げます。

第一に「まず」に人事院より給与準則の勧告が国会に提出され、教育職員を含めた国家公務員の給与体系についての合理的な解決を図るために、人事委員会においても審議が行われており、而も会期も極めて切迫している現在、何が故にこのような暫定的な法案を、而も教職員だけを取り出して取り急いで提出する必要があるのか。而もその施行は来年の一月一日からとなつてゐるではないか」という質問であります。これについては「教職員の給与問題に關しては数年来の懸案であつて、前々から検討されて来た問題であり、現行の一般職給与法第十条において、教育職員の俸給表等については特に定められてゐる次第もあり、一日も早くこれを制定したいとの考えから提案したものであり、施行期日は、準備の都合、予算との関連等を考へて定めたい旨を述べられました。
次に予算上の問題についてであります。先ず国立学校の教職員の分については、先の予算修正において給与体系は正の経費として三千万分千八百万円を計上してありますが、然るに一方この法律案の施行に要する経費は、提案者の説明によれば概算五千八百万円となつており、この間、約四千万円の不足を生ずるものとして、この点について各委員より質疑が行われましたが、これについては提案者より、その不足額については予算の補正を要するものと考え、る旨の答弁があり、次に、公立学校、即ち地方教職員の場合は、同じく予算修正の説明においては、給与体系は正の経費として三億六千万円と計算されてゐるが、この法案の実施の場合の費用はどうか、その説明を求める旨

の質問があり、これに対し提案者より、実施に要する経費の所要明細の資料が提供せられ、来年一月より三月までの三ヵ月分で約一億五千万円である旨の答弁があり、政府側よりも同様、所要経費約一億五千万円と考えるとの説明がありました。

なおこれに関連して、本法律案を施行する場合は、地方財政平衡交付金の配分に關して単位費用の改訂を要するのではないかと質問がありました。この点は、政府としては、本法律案の実施が確定するまでは単位費用の改訂は行われぬ旨の答弁がありました。

第三点としては、大学、高等学校及び小中学校のそれらの職域差を認めるか否かの問題であります。即ち「この法律案によれば、それらの学校の職域差を認めることを前提として俸給表を三表に区分し、給与差を設けることになつておるが、各学校の職域差、特に高等学校と小中学校との職域差を認める根拠は一体どこにあるのか。そうして又、学校別に給与差を設けることは徒らに教育界に混乱を招き、人事の交流等についても支障を来すことになるか」と等々の質問がありました。したが、これに対する提案者側の説明としては、「例えば高等学校においては、高等普通教育のほかに専門的教育を行うこととなつており、又、高等普通教育の場合も、小中学校に比して、より高度の研修を要するものであつて、資格免許においても差等が設けられている実情等をも勘案して、職域差を認めることを適当と考えたものである」との答弁がありました。又「正規の資格ある小中学校の教職員は現在でさえ

不足している実情であるのに、本法律案のごとき給与の差別が設けられた場合には、なお一層この傾向が強められ、義務教育に暗影を投げるものではないか」との質問がありました。これに對しては、「小中学校と高等学校との間に僅か一号程度の給与差を付けたために人事交流に著しく支障を来すとか教育界に混乱を起すなどとは考えられない」とのことでありました。この点は職域差を認めるか否かの基本的な考え方との相違点であつて、委員会においてはなお詳細な論議が行われたところでありました。

なお、審議の最終過程において、森崎水産委員長より水産大学の教職員給与問題に關し、又、内村地方行政委員長より地方財政平衡交付金の単位費用の問題に關し、それら本法律案が施行される場合の関連問題について特に発言を求められ、所要の質疑並びに説明が行われましたことを、併せて御報告申し上げます。

かくて昨七日に至り、質疑打ち切りの動議が提出せられ、質疑を打ち切り、討論に入り、先づ岡委員より「本法律案は立案経過も不明確であり、その予算措置においても当初の予算修正の説明と食い違つており、又職域差を認めることについては世間に異論があり、且つ又、本案施行の期日を来年の一月一日と定めながら急遽本案を提出した軽率さは責められねばならない」と述べ、義務教育を蔑視するものとして反対の討論を行いました。

次いで溝口委員より、本法律案は数多くの議員立法の中でも代表的な憲法であるとし、次に述べるような内容の修正案について議員としての精魂を傾けて立案し、その完璧を期することに努めたものである。即ち、教職員俸給表の三本建はこれを認めること。各俸給表の内容は先に国会に提出せられた人事院勧告の給与準則の基準を取入れること。原案の附則第二項の規定中、高等学校、大学等の一部の教職員の俸給を切替の際一号上位に上げる旨の規定は削除すること。俸給の切替に當つては、教職員の特長性を考慮し、又学歴を十分に見て、予算の許す限り不均衡を是正する措置をとらねばならない旨を法文に明記すること。以上の修正案であり、なおこれに附帯条件として、政府は人事院のペー

ス改訂及び給与準則の勧告を速かに実施すること。盲ろう哑学校、特殊学校の職員については、級別俸給表の適用に當つて、人事院規則及び細則等により合理的取扱を行うこと。予算の範囲内において給与の増減は正を行うこと。以上のような趣旨を附するものであり、その提案の準備を整えていたが、六日の委員会において、この修正案の審議を事実上不可能ならしめる事案に立ち至らしめられたので、涙を吞んで止むを得ず原案に賛成する旨の討論を行いました。

次に千葉委員より、本法律案はその準備が甚だ杜撰であり且つ不用意のものであつて、先に人事院より勧告された給与準則実施の障害になるものである。又、本法案の附則において、大学、高等学校の一部の職員についてのみ一律に一号上位へ切替える規定を設けたことは甚だしい不合理と言ふべきであるとし、本法律案は日教組分裂を助長することに悪用したものであるとして反対の討論があり、

最後に宮田委員より、教職員の職務の特長性を考慮して特別俸給表を設けたものであり、現段階においては適切な措置と考える。なお、盲ろう哑学校等の特殊学校の取扱については十分な考慮を払い、適当な措置をとられた旨を述べて、賛成の討論がありました。

これを以て討論を終了し、採決の結果、原案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に對し、討論の通告がございします。順次発言を許します。岡三郎君。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 只今議題となつております略称三本建の給与法案に對しまして、只今から私は反対の討論をいたすものであります。

反対の討論の要旨をいたしまして、この法案が特に關つておられる職域差を設けることが果していいのか懸念のか、これが教育を振興させる真の方途となり得るかどうかが、この問題と、第二項は義務制と高等学校の最高号俸に、教諭においては二号俸、校長においては三号俸の差を設けているのであるが、果して個々の有能な教員にこれを当てはめたときには、機械的に過ぎるのではないかと、更にこれが現場の職員に納得され得るかどうかという、この問題の二点が、内容として重要な点と考へるのであります。更に、この法案の当然の裏付けとしての財政措置が一体妥当になされておるかどうか、更にこの法案が活かされて行くのかどうかという点について申し上げまして、更にこの法案の提出に重要な関連のある人事院の給与ベースの改訂と給与準則との関連において、この法案がこの会期末に提出されたということが、議員立法として、良心的で、妥當な、公正なものであるかどうかという点についての検討を加えたいと思つております。(拍手)

最後に、そのような検討の結果、この法案が真に教職員の利益を考へて提出された法案であるのか、或いは教職員の相互間に混乱と疑惑と反目を助長して、日本の教育を混乱させ、いわゆる教職員団体の軋轢を目的としたものであるかどうか、こういう点について分析を加えて、私はこの反対討論に代えたいと思つております。

先ず第一点の、職域差をこの法案のごとくに明確に設けることは妥當であるかどうかという点であります。この点については、中正なる意見を吐くところの人事院さえも、さへもといふ言葉は、最近、人事院は政府に引つ張られて、我々は公正を欠いておるのではないかと見解を持つておるので、この言葉を使つたのであります。この人事院さえも、二年有るかかつて、各種給与法規及び教育基本法その他教職員免許法或いは教育公務員特例法等を参照し、専門的に加えた検討の結果としても、さすがに、職域差を明確にして、高等学校にのみ一号かふせるといふ、義務制を馬鹿にした、教育を阿呆にした、新制教育、今の学制を根本的にゆるがすような、このようなことは、公平であるべき給与政策としてはできないという観点で、私はあのような勧告が出されたということをおもうのであります。そのような二年有半に亘るところの検討の結果の

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

その結論を、あえて早々の間に出して来た、その理由として、提案者は、高等學校は、高等普通教育のほか、只今委員長が報告せられたように、「或る種の幾らか専門的な教育を施す」云云と称して、そこに、よりどころを求めておるのであります。ところが、この専門的教育云々というものは、學校教育法の高等學校の部の目的の条項にある字句でありまして、これは、我々が専門的に検討した結果、この専門的というものは、工業高等學校とか商業高等學校とか或いは商船高等學校とかいうふうな、高等學校の中のテクニカルな學校のいわゆる教育を指すのであつて、一般普通の高等學校を指すものではないといふ点を追及したのであります。最終的に、いろいろと申しておりましたけれども、さすがに赤城宗徳氏も、質問者の通りであるといふことで兜を脱いだのであります。このことが分明になつて来た以上、提案者が当初誤解をしていたこの事柄がはつきりした以上、職域差を設けるといふことは誠にあいまいになつて来ているのであります。そういう意味において、冒険的に職域差をあえてここに進行するという意図が窺はれるか、公正なる見地からこれを付度するならばわからないのであります。(拍手)そのわからないうものを、無理に、ここに幾らかの専門的なものがあるという言葉によつて、明確に義務教育を馬鹿にし劣等視するがごとき給与体系を作ることについで、第一に私は明確に反対しなくてはならないと存するのであります。(拍手)

次に最高号俸の点であります。どんなに優秀な中学校の校長でも、田舎の片隅の高等學校という名前の付く校長には三号俸低くならなければならぬといふ、これが俸給表なんです。これは現在の免許法を云々いたしてありますが、免許法を言ひなれば現在の新制大學を出た者は小學校に行つたならば仮免許状なのであります。正式な免許状は得られないのであります。高等學校において二級、中學校において一級といふふうな対比の仕方をしてごまかし、新制大學卒業生が小學校に行つた場合は正規の資格が得られない。そこに、教育の複雑微妙な、単に専門的な知識では乗り越えることのできな教育の重要さがあるものであります。その点において、現在の六三三四制を通ずる新教育といふものは、広汎なる人材の中において、新制大學卒業者がいづれの學校にも給与その他の差別取扱がなく、各種の學校の相關的な密接な連繫によつて、學校教育の眞の振興を図ることが目的になつておる以上、このようないことが如何に馬鹿げたものであるかといふことがわかるのであります。私は少くとも、東京なり或いは大分県でもよろしい。その県において、中學校の中において、校長が何百人おるか知らないが、その中において、五人なり、十人なり、二十人なり優秀な者がいたならば、その者は高等學校の校長と堂々と肩を並べるだけの見識を持つておるものと確認して、そこまで行けるようにすることが、これが教育の眞の興隆と、眞に日本の獨立を守るような、本當の經濟建設にも寄与する教育政策になることを私は信ずるのであります。(拍手)単にこれは私が党派の利己心で言つておるのではなくて、形式的な、画一的な、封建的

な、身分給的な考えを、今以てこの教育の行政に加ふるならば、みずから芽生えたところの新しい意欲を摘み得るという結果にこの法案がなることを、私は指摘しておるのであります。(拍手)

而もこの方法によつて高等學校の先生方の陥没を救うといふことは、私は高等學校の先生の陥没を救つて合理化することは絶対に賛成なのであります。併しながら、それが、小學校、中學校の教育の陥没を来たすようなことになつたならば、一体何のこれが改正案になるのでありましょうか。片方を高め、片方を低めることによつて、總体的に五十万になん／＼とするところの學校教職員と二百万人の學童に對しまして不可解なる、理窟の通りぬきのようないことが實施されたとするならば、教育に甚大なる影響が来ることを予見するのであります。心ある高等學校の諸先生方も、この点はひとしく認めてもらへることを私は信ずるのであります。現在高等學校の諸先生方が眞に望んでおるところ、私はそれをよく知つておるのであります。二九二〇ペー

ス改訂以來、いわゆる生活給のみに偏向されたかのごとき給与の中において、切替に無理があつたことも認めておるのであります。併し、その根本的な問題は、半歴が勤続年数とはば同様な加算率によつて給与が設定されておつたこと、つまり一年學校へ行つても勤続一年と変わらない。だから、短期大學を出ても新制大學を出ても、一緒に職場に就いたときには変りがないといふところに、或る種の不満があることを我々は了とすものであります。併しこの問題も分析すれば非常に

むずかしい問題だと思ふのであります。更に前歴計算におきまして〇・五といふことになつておるのであります。この問題も非常にむずかしい問題で、特に兵歴を零に換算しておること、點差点でありまして、このような不満は何か給与の合理化に努力しても、いいたいといふ声が出て来ておることを我々は十分承知しておるのであります。併しながら、このように教育を破壊する方式でなくして、その方式がとれないかどうかといふふうな検討を進めたときに、私は、現在の半歴一年を勤続一年に見ておるのを一・五に換算すれば、新制大學を卒業して、机を並べたときに、短期大學の人と二号俸の差が出るのであります。人事院の勧告にしても、この俸給表にしても、最終的に二号俸の差といふことを仮に認めるとするならば、半歴の是正によつてこの目的は十分に達せられます。而も我々が懸念しておるところの前歴計算を〇・八以上教職にあつたものを一と見るならば、更にその不合理が是正されまして、現状においてはほぼ九

戦域差は不明確であるし、最高号俸についても重要な教育予算措置が誠に不明確である。今後二億一千万がどうなるかもわからない。このような角度の中において今討論しておるのでありますが、このようなことを考えて、最終的に私は人事院の給与ベースの問題と相關して考えますということ、給与ベースの勧告は昨年よりもやや早くて国会中に出されました。十八日に出されました。給与準則も出されておるのです。給与準則の中には教育職員も含むところの給与表が出されておるのであります。而も現行の給与の表は誠に不合理であるということが、この参議院において、先般の国会において確認されて、速かに今の俸給表を直さなければ立法院としての権威にかかわるということになつておるのであります。これは緑風会の溝口委員のみでは

からであるということでもあります。何故にこの会期末の忽々の間に……、臨時国会が予想され、或いは通常国会が予想される、この欠陥が暴露されて来ている、このようなことを勘案して慎重審議検討すべきであるのに、徒らにこれを動議々々で持つて行つた自由党、改進黨その他の諸君の良心的反省を求めると共に、このような法案が将来速かに改訂されることに心あるならば協力すべきであるということが、私は国会議員の責務であると思うのであります。このようなろく／＼な問題を含んでおるこの法案が、政党的党利党略という面ならば、これは飽きるほど見ておるのでありまして、その一つの露骨な現われであるということも明言できるのであります。が、而もこれらの法案について、一部の同じ学校の教職員が利己主義と団体エゴイズムによつてこれを遂行しておるということについて、私は駄かざるを得ないのであります。(拍手)勿論、教育団体の行き方についてはいろいろと批判がありましよう。ありましようけれども、少くともそれをこの給手にしわ寄せして、江戸の仇を長崎でとるがごとき卑怯未練なる行為は、国会としては断じることないことが正しいと思うのであります。(拍手)

このように考えて最終的な討論を進めて参つたときに、私は大連文部大臣がしば／＼現場の職員に教育の中立性を説いて来ておるのでありますが、一体何の教育の中立性ぞやと私は言いたいのであります。このような法案に対してぬけ／＼と賛意を表し、現場の多くの職員が、絶対多数の職員が猛反対しておるのを、与党の政府の文相であ

るからといって裏切るのは、将来の重大なる禍根に私はなと思うのであります。このような蕪辣な意図を知つたときに、日本の教職員は、果して今の文部省が、教師に対し、教育に対して、中立を呼号するところの眞の価値が果してあるかどうか。こういう疑いを持つことは明確であります。(拍手) 徒らに自由党の走狗となつて、日本教育に対して、厚かしくも、ぬけぬけと教育の自由を主張する大違文相に對して、私は嚴重に抗議を申入れる次第であります。(拍手) 國民の血と膏の税によつてこのような二億一千万円 of 金或いは将来四千万円補正を組むといふような事柄、誠にでたらめな予算、これが党利党略を図ると言われても私は答弁ができませんかと思つるのであります。日本の教師の多数は、飽くまでも正しい教育の民主化と現今吹きすさぶ逆コースに反対し、生々發刺とした、昔の師範教育、高等師範教育のような、ああいうセクト的な教育を排除して、飽くまでも新時代に即応する青少年を養成する意圖に燃えているのであります。このような法案が、このような教師、児童を扱つてゐる職場の教職員に甚大なる悪影響を与え、一言にして言へば義務教育を輕視するといふことになることを皆様方に訴えたいと思つております。特に、先般、教育八十周年記念の祝典を政府は催し、各教育界の功労者を表彰したのであります。その中には、霜を頂いた小学校、中学校の校長が数多く列席してゐるのであります。それらの校長に對して、お前たちは高等学校よりも低いんだぞというレッテルを貼つて何の教育の功勞の表彰があまりましよう

か。このような法案には良識ある議員各位の政党政派を乗り超えた立場において否決してもらいたいのではありませんけれども、国会の現状は如何ともしがたいことを私は思うのであります。併しながら、少くとも参議院が衆議院と立場を異にして……私は同じならば参議院は盲腸的存在だと思ふのであります。これは要らない存在であつて、そのような衆議院と同じならば、これは国民の税金を多く使うということになるので、或いは廃止する意向が濃厚になるかとも思うのであります。併しそうではななくて、飽くまでも三院制の建前から議員諸公の御検討を今後とも煩わしたく、あえて言うならば、合理的な法案ならば、党派に拘泥せず、純理を尽し、討論を尽して、お互い寄るところは寄つて正しい修正案を可決するようにお願いしたいのであります。

最後に、いろいろと討論上出過ぎた言葉があるかも知れませんが、その点は御容赦を頂くと共に、事教育の問題については、他の職よりも一面變つてゐる点が多いのであります。それは千二百万の学童と数多くの父兄が納得しなければならぬという一点が大きく異なつてゐるのであります。どうか皆様方に、最後にこのような悪法が將來消滅することを訴えたと共に、私は、国家公務員に属する附属の高中小の中で、中学、小学校しかない人が、大連さんに言わすれば、併任すればいい、兼任すればいいと言つておりますが、高等学校のないところは兼任ができませんのであります。高等学校のないところは何の兼任ができませんようか。どういふところには、やはり適切な

措置をとつて行かなければ、教育研究の十全は期せられないのであります。便法措置は程度問題であります。なお、先ほど委員長が報告された通り、官立学校等の特殊の学校については速かにこれを改善し、やがて来る臨時国会、通常国会において、給与ペーシスの改訂と共に、この準則が真剣に討論されることを願うと共に、この憲法に対して以上数多く反対討論を申し上げまして、終結いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 私は只今議題となつております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党第二控室を代表して反対の意を表明せんとするものであります。

先般行われました人事院勧告におきましても、教職員の新給与表が設定せられました。人事院が多年に亘つて研究したところを勧告いたしました。が、本法案はそれとは全く別個に、自由、改進、分目三派の共同提案になつたものであります。いわゆる教職員の給与の三本建法律案と言われているものであります。本法案の内容は、御承知のように教職員の俸給表を三段階、即ち、大学、高等学校及び中小学校に分け、特に高等学校教員におきましては、新制大学を卒業したのち三年目から一号俸給加し、高校教員の階級は正を行つという趣旨によつてゐるものであります。私も、高校教員の大多数が、前歴計算、学歴差による初任給の決定、恩給法の加算率等におきまして、従来より不遇の立場に置かれてい

た点につきましては、これを認めるにやぶさかではないのであります。かかる事態の抜本的な解決については、我が国の教育民主化の観点から極めて急を要するものであるということを考へてゐるのであります。然るにこの法律案では何ら根本的な解決がなされてゐないのであります。

以下私は幾つかの点につきまして、私も反対せざるを得ない根拠を示して、速にかかふる法案の成立しないように、或いは今後最も速かなる機会に合理的な新らしき給与法を成立させなければならぬ点を主張するのであります。

第一はこれが提出された経緯についてであります。前述いたしましたように、人事院の勧告が行われましたのは七月十八日でありましたが、それより数日を経ずして二十四日の共同提案がなされております。私も、人事院の性格に鑑み、その研究調査の成果に対しては常に期待を寄つて来たのであります。今回の勧告における教職員の俸給表は、形においては三本建であります。が、実質的には同一学歴の同一勤務年数の者に対しては同一待遇を与えるという原則を持つてゐるのであります。然るに法案提案者は、人事院が多年研究した成果を無視し、勧告について国会においては何らの審議を行うことなく、数日を経ずして急遽かかる形の法律案が議員提出においてなされたことは、如何なる意図を持つてゐるのか。私もそこを疑念の念を持たざるを得ないのであります。(拍手)更に人事院は、予算通過後に勧告を行うという行為によつて、みずから人事院の權威を失墜する結果を招いたのであ

りますが、更にその上に、自由、改進、分目の三派によつて人事院勧告を無視し、その権限を蹂躪したと言つても過言ではないと思つてゐるのであります。更に、本法案の実施は、明年の一月一日となつてゐます。実施の期日までは十分に期間があるのであります。その間には或いは臨時国会等も開催せられるということがはつきりわかつてゐるのであります。会期が迫つた今日、何故にその成立を急いで、突如として不可解な三本建の法律案を出して来たのでありましょうか。本案が提出されまうと、教育界には異常な混乱を提起し、高教組、日教組或いは教育委員会、PTA等、各方面から意見が聞かれ、教育における未曾有の混乱が起つてゐるのでございます。かかる現象が今後に尾を引いて、果ては教育という大事を阻害するかも知れない重要な問題が起つて来るのであります。

その責任は一にかかつて三派の議員の諸君の上にあると言つていいと思ふのであります。(拍手)この混乱を收拾するところの途は、かような明白に政治的な意図を持つた法律案を破棄し、人事院の勧告に速かに戻つて、それについての審議を開始することが第一の点であると考えるのであります。

第二点は、本案によつて提案者の唱えておられますところの高校教員の階級を救済するものでなく、そのみでなく、更に好ましくない影響をもたらす点であります。高校教員の多くは、民間経歴を持つ者であり、或いは高い学歴を経て来ている者が多いにかかわらず、終戦後に行われた教員給与の切替は勤務年数によつて決定されたため、

勤務年数の少い高校教員は不利な待遇を受けることになつたのであります。同時に同じことが中小学校教員の相当数にも言えるのであります。高校教員の一号俸添加が、かかる問題の真の解決であり得ないことは明らかであります。

高校教員の階級の真因が、先に述べた点より由来し、その救済には、当然、学歴差による初任給の改訂、前歴計算の改訂、恩給法の改正に待つべきものであるからであります。私もそれ故に、救済方法として、新制大学を卒業した者を基準として、高校或いは中小学校に勤めようとも、同一半歴、同一勤務年数を持つ限り、待遇は同一であるという基本線を守りつつ、同時に、学歴差を実務年数の一・五倍、前歴計算を従前の五割から八割に引上げて計算し、恩給法上の加算率を高教組三分の一、中小学校百五十百分の一に恩給法を改訂すべく要求したのであります。この方法によらずして共同提案案に依存するならば、高校教員の抜本的救済もなし得ないばかりか、高校教員の分離優遇から、却つて小、中、高等学校の教職員の人事交流も円滑を欠くことが予測されるのであります。又、新制大学を卒業する者は、その選択する単位によつて、小、中、高いずれかの教員になり得るのであるが、学校種別によつて同一学歴者が差別待遇を受けることになる結果として、教員配置が完全に行われないのであります。学芸大学等においては、小、中、高の教員志願者が一方に偏して行くため、小中学校に優秀教員の得られなくなる点も憂慮されるのであります。かくしては新学制設置の精神も抹殺されると言わねばなりません。

第三といたしまして、これが予算的措置の問題についてであります。本法案の予算化について提案者自体の内部に異なつた見解があり、如何にこれを予算化し、如何に用いるかという点については、全然漠然としたものであり、全く不明瞭を極めておるのであります。事実、私は、提案者或いは政府、各方面の意見を聞きましても、予算委員会の中においてその明確な答弁を期待することができなかったものであります。かような無責任極まる状態のまま成立を強行するということは、国会の審議権を無視するものと断ぜざるを得ないのであります。

又、重要な問題として、本案が実施される場合、地方財政平衡交付金の測定単位は当然変更されなければならず、現在のままでは実施に當つて大きな齟齬を来たすものであるということに憂慮するのであります。現在、参議院を通過した地方財政平衡交付金法の改正法律案は、予算修正が行われる以前において立案提出を見たものであつて、今回の予算修正により当然単位費用の変更があるのであります。政府としては、予算修正者の意思及び三本建実施に関する法律によつて、地方財政平衡交付金法の改正法律案も訂正しなければならぬのであります。即ち、政府が出しておりました地方財政平衡交付金法の改正法律案を撤回し、修正に伴うところの単位費用の引上げを計上いたしました法律案を再提出しなければならぬ法律的な義務を負つてゐるものであると我々は考へるのであります。(拍手)然るに、この法律的措置を講じない三本建法案の通過を強行するならば、これが完全に実施されるか否

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

かは、極めて悲観的な考えを持たざるを得ないのであります。かくして見ますときに、本案は誠に杜撰なものであります。もとよりこれを慎重な審議を経ずして実施されるならば、教職員の救済を図るどころか、地方財政に混乱を招き、果ては全国の生徒、父兄に限りない不幸を及ぼすと考えなければならぬのであります。(拍手)

ここに指摘いたしました諸点のごとく、本案はこの不明瞭な内容を多く包含し、提出者自身でさえも答えられないものが多くあるのであります。近時行われました一連の教育関係法の改正は、余りにも定見を欠き、実情を無視するものであります。この法案もその一つの例であります。その顯著な例は、教育委員会を市町村の末端にまで設置いたしましたことでもあります。その際において私どもは反対したのであります。今日におきまして適格なる教育長を町村に得ることができないために、村の助役に教育長の職務を兼務させるという事態が起つてゐるのであります。教育委員会の設置の目的は、教育を市町村の不当な行政的な権力からこれを守るといふことにあるのであります。然るに教育長を村の助役に兼任させるということは、教育委員会法の趣旨を全く没却したものと云わなければならぬのであります。このような教育委員会の設置法に違反する不法事態をもたらしたのには、一つに、自由党が自党の勢力拡大を図らんとする党利党略から、地方の実態を無視した政策を強行し、その結果において、如何とも收拾することのできなかつたことを法律案の中において明確に暴露してゐるものであると考えるのが

であります。(拍手)只今の三本法律案も同様のケースでありまして、党利党略のために神聖なるべき教育が犠牲になつたといふことを皆さんはよく考へて頂かなければならぬのであります。(拍手)

従来吉田内閣は、民生安定には極度の圧迫を加へながら、再軍備を着々と進めて参りました。そのファッショ体制への地ならしとして、教育上におきましても、ほしほしに国民を指導すべく意図された反動的な政策を次から次に強行してゐるのであります。世上言ふところの教員団体の分断策が即ちこれに現れてゐるのであります。我々はこの見地に立つて本法律案に絶対に反対するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 加瀬完君。
〔加瀬完君登壇、拍手〕
○加瀬完君 只今議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し反対をいたします。

反対の第一点は、提案の理由の不確実であります。提案説明を承りますと、「教育職員は、それ／＼の職域において人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた健康な国民の育成の重責を担ふものである。任務遂行のためには、学校の内外を問わず、勤務時間には限定されない実情であり、又それ／＼の職域にふさわしい知識技能を必要とし、その向上発展が要求されるので、かかる観点から、教育職員の給与は一般職員と別個の体系に置かれるべきである。従つて一般公務員に見るがごとき階層組織

がないので、この実情に鑑み本改正案を提出した」との御説明であります。この説明から見ますと、「教育職員は、それ／＼の職域において、国民育成の重責を分担し、それ／＼の職域においてふさわしい知識技能の向上発展を要求される」といふことは、一般職と教育職との相違を明示いたしましても、教職員間においては、それ／＼の職域は国民育成の分担であつて職域差ではなく、それ／＼の職域における専門的知識技能はひとしく要求されるものであつて、職域における専門差であつて能力差であつてはならないことを明言しておるわけでありまして、又「教育職員の給与は一般職員と別個の体系に置かれるべきである」とは、教育職員間には差等を設けるべきではなく、全体一本として特別に扱ふべきであるといふ前提を是認することであつて、階層差を認むべきものではないことの証明であります。この説明は、教育職員は階層組織を認むべきではなく、全体を一本として一般職と区別すべきであるといふこと以外に何ものをも現わしておりません。然るに結論としては、階層組織がないから、この実情に鑑みて階層組織を作るのだといふことを提案理由としておるのであります。前段の説明を正しとすれば、後段の結論は錯覚であります。結論の階層組織を作るのが目的であるならば、提案説明はちつとも提案理由を示しておりません。このような本案は、その提案において、すでに提案意思の明確を欠き、提案理由の存在に合理性を認められないものであります。(拍手)

反対の第二点は、本案は給与法として幾多の矛盾不合理の累積であつて、給与法そのものとしても、甚だ妥当を欠く点であります。本案提出の理由は、高等学校における給与上の不利益は、是正をその出発としていたはずであります。本案におきましては、この不利益を対して合理的解決を全然しておらないのであります。ただ高等学校を職域差と称して、或る部分に一号乗つけているだけでありまして、不利益者と不合理をそのままに残してゐるのであります。高等学校のみからいたしましては、甚だ合理的ではあります。又、提案者は、同一労働、同一賃金の原則をとりながら、同一職域に對しまして同一俸給表を適用しないといふことを何らの理由もなく認めておるのであります。又、同一半額、同一勤年、同一賃金の給与原則は、このたびにおきましては、高等学校から、中学校迄の当時、新制中学校充実のために進んで転出し、營々として満たされぬ環境と足りない設備の中に義務教育を守り続けた特筆されるべき教育の功労者は、曾ての同僚と比べまして一号俸引き下されておるのであります。労働功高き者を犠牲にいたしまして、同一半額、同一勤年、同一賃金の原則を破つてまで、高校給与を高める妥当性がいふところにあるのであります。又、人事院勧告と本案とは何らの関連もないと認めるのであります。例えば職種的に見れば随分種別があるといふ一般に見られる研究医療職の俸給表は一本であります。同一職種、同一階層、この考えが人事院の基本的な考え方でありまして、本案は、人事院の基本原則を蹂躪いたしました。政治的圧力を以て不合理を合理的に言いくるめんとする意図が明らかであります。

提案者は職域差を説明できません。人事院の原則からも外れております。それを無理に強行しようとする、これは明らかに政治的意図であります。伝えられること政治的意図だとすれば、それは、国家公務員法第二十七条、地方公務員法第十三条、平等取扱の原則の「政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」この条文に甚だしく違反するものであります。又、給与法の改正が、このように給与法の原則である公平取扱の原則をみずから破ることが許容されてははたしてあります。これだけからいへばはたして、本案は無効と認めらるべきものであります。(拍手)

反対の第三点は、義務教育に及ぼす影響であります。提案者の説明によりますれば、小中学校は能力の低い者でも教えられる、従つて給与も低くてよいと言ふが、これは、今日の義務教育の実情を知らず、将来の教育計画に思ひをいたさざる恐るべき無知であります。小中学校教育養成機関である各地方大学は、現在、大学の卒業生が高校のみ志望して、小中学校を嫌悪する傾向をどうして矯めようかと苦心してゐるのであります。この傾向に拍車をかけるような本法案に對しましては責任が持てないとも痛言いたしておるのであります。又、現実におきまして、小中学校は有資格者に基だしく欠乏いたしまして、この充足の見通しすらも立たないのであります。又、中学校長は喜んで高等学校の平教諭に転出するのでありますけれども、高等学校の教諭は中学校には絶対に転出を希望いたさないのが現状であります。このように、教員の需給関係は、高校が最も充

実し、小学校が最も劣悪な状態にあるのであります。一体、提案者や政府はこの実情を知つておるのであるまいしょうか。提案者は、何かと言つと、高等学校ばかりに行かなくてはならぬから、小中学校も何とかならないかといふことを言つておるのであります。けれども、何とかならないかとやつたその都度外交が、日本に今、何をたらしてゐるか。教育も又その都度教育にしようと思つたのでございませうか。我々はこゝろその都度の立場に對して絶対に反対をいたします。(拍手)新制中学校出発の折に、設備と教員不足と、特に教員質の劣悪を理由に、公立中学校をやめて、多くの生徒が私立中学校に走つたのであります。高等学校の優越が、中学校職員の高専学校への転出希望となり、ひいては資質の劣悪を来たすことは自明の理であります。それと、又新制中学校発足当時の公立学校不信用の状態が現出することとなりかねないのであります。このような状態を当然予見される給与改訂は義務教育の破壊であります。

又地方町村における教育実態を見ますと、単に学校教育にとどまりませんで、母親学級、成人学級、青年学級、又は社会、体育、図書館、公民館運営等、社会教育全般に對しまして、小中学校教員がその主体となつておるのであります。この資質の如何は地方教育に直接に影響することまた大であります。政府は、青年学級、或いは図書館、公民館等の育成を打ち出しながら、その直接担当者の素質はどうでもよいといふことを是認してゐるのでありますまいか。甚だしき許されざる文

教政策の不統一と言わざるを得ません。又、政府は、産業教育振興法或いは理科教育振興法等を打ち出して、私学教育、技術教育におきまして意図するところがあるのではありませんが、今日、一番、科学教育、技術教育の陥没地帯は、高等学校ではなくて小中学校にあるといふことを御存じないのでありますまいか。小中学校の技術教員又は科学担任教員の充足がなくては、日本経済の復興もないとさえ極論する経済学者もあるほど、小中学校の科学教員、技術教員は世論の要求であります。本案は、この世論、良識と逆行いたしまして、一箇、小中学校から資質ある者を追ひ出す結果を来たすのであります。日本の要求と逆行し、文教政策と背反する教職員給与改訂というものを、而も文教政策を出し、又みずからの文教政策と逆行する給与改訂を平気で出す、この非常識な人々によつては、一体この責任がとれるかと詰問せざるを得ないのであります。(拍手)明らかに本案のごとき義務教育の軽視は、国民資質の輕視であります。国民の能力の低下を平然と看過するこの提案者のごときの一連の階層は、利己と党利のために国力の衰微をも平然と見過ごす、愛国心なき輩と判断せざるを得ないのであります。(拍手)

「その通り」と呼ぶ者あり

以上を見ましても、今日、提案者たちは、日本の教育体系上の、各学校の置かれてゐる位置、又は体系上の秩序に對しまして、全然認識を持ちません。教育基本法、公務員給与法、免許法、給与法、級別俸給表等、関係法規の検討が全然なされておられません。特に日本の教育の基礎である六三制義務教育に及ぼす影響に對しましては、殊更に責任を回避しておられます。高等学校のみを重視することを知りまして、官立学校等の特殊教育の比較もなされません。且つ又、高等学校を優遇すべき合理的理由も一つも示しておらぬのであります。(然りとて呼ぶ者あり)

我々は、如何に努力をいたしまして、今までの提案者との質疑応答の限りにおきましては、本案によつて日本の教育が振興することも、教職員が一般職より優遇されることも、正しい答へには全然接しられないのであります。むしろ我々は、提案者のかくのごとき不明あいまの非常識によりまして、日本教育界の秩序を混乱させ、義務教育担任者に職域に對する熱意を失わせるだけではなく、日本の良識と日本の良心から、知性なき議會とのそれを受けざることを恐れるのであります。(拍手)議會が日本の良識から高い評価と信頼を受けるためにも、議會の權威にかけまして、この本案の非常識な内容には断じて反対せざるを得ません。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告書の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八郎) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百七十七票。

白色票百二十二票。

青色票五十五票。

よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十二名

小林 武治君	岸 良一君
北 勝太郎君	上林 忠次君
梶原 茂嘉君	柏木 庫治君
加賀山之雄君	赤木 正雄君
山川 良一君	村上 義一君
海口 三郎君	三木與吉郎君
三浦 辰雄君	前田 健君
林 了君	野田 俊作君
中山 福藏君	豊田 雅孝君
田村 文吉君	館 哲二君
竹下 豐次君	高瀬莊太郎君
高木 正夫君	杉山 昌作君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
深水 六郎君	横川 信夫君
雨森 常夫君	安井 謙君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君
高野 一夫君	西川弥平治君
石井 桂君	井上 清一君
関根 久藏君	川口啓之助君
吉田 萬次君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	細木 亨弘君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君

長谷山行毅君	宮田 重文君
濱井治三郎君	大矢半次郎君
岡崎 眞一君	松本 昇君
石原幹市郎君	植竹 春彦君
岡田 信次君	松岡 平市君
大谷 肇君	一松 政二君
西郷吉之助君	中川 幸平君
左藤 義詮君	寺尾 豊君
中山 壽彦君	吉野 信次君
重宗 雄三君	大屋 晋三君
津島 壽一君	大達 茂雄君
青木 一男君	大野秀次郎君
小瀧 彬君	古池 信三君
柳原 亨君	大谷 實雄君
宮澤 喜一君	高橋 衛君
西岡 弘君	重政 庸徳君
鹿島守之助君	木内 四郎君
藤野 繁雄君	石村 幸作君
秋山俊一郎君	入交 太蔵君
高橋進太郎君	仁田 竹一君
松平 勇雄君	加藤 武徳君
山本 正吉君	郡 祐一君
小野 米治君	西川甚五郎君
山本 義夫君	徳川 頼貞君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 末治君	白波瀬米吉君
島津 忠彦君	松野 鶴平君
小林 英三君	草葉 隆國君
泉山 三六君	黒川 武雄君
石坂 豊一君	井上 知治君
後藤 文夫君	木村徳太郎君
白川 一雄君	石川 清一君
最上 英子君	深川タマエ君
武藤 常介君	寺本 廣作君
平林 太一君	井村 徳二君
紅露 みつ君	八木 幸吉君
有馬 英二君	堀本 謙三君
菊田 七平君	鶴見 祐輔君
一松 定吉君	吉米地義三君

反対者(青島)氏名 五十五名
近藤 信一君 永岡 光治君
藤田 進君 大和 興一君
湯山 勇君 栗山 良夫君
秋山 長造君 永井純一郎君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 白井 勇君
成瀬 暢治君 小林 亦治君
森下 政一君 小酒井義男君
重盛 善治君 江田 三郎君
小林 孝平君 久保 等君
松澤 衆人君 森崎 隆君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 堂森 芳夫君
吉田 法晴君 中田 吉雄君
藤原 道子君 小笠原三三男君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
東 隆君 内村 清次君
三橋八次郎君 荒木正三郎君
羽生 三七君 千葉 信君
三木 治朗君 山下 義信君
加藤ツヅエ君 市川 房枝君
須藤 五郎君 戸叶 武君
赤松 常子君 松永 義雄君
村尾 重雄君 鈴木 一君
加瀬 完君 相馬 助治君
長谷部ひろ君 木村禮八郎君
上條 愛一君 松浦 清一君
棚橋 小虎君

○議長(河井彌八君) 日程第四、引揚
同院対策審議会設置法の一部を改正す
る法律案、(衆議院提出)
日程第五、財団法人日本遺族会に対
する国有財産の無償貸付に関する法律
案、(内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 引揚同院対策審議会設置法の一部を改正する法律案外一件

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。厚生委員長堂森芳夫君。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

引揚同院対策審議会設置法の一部
を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年八月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

引揚同院対策審議会設置法の一
部を改正する法律案

引揚同院対策審議会設置法(昭和二
十三年法律第二百十二号)の一部を
次のように改正する。第七条中「五
年」を「八年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

財団法人日本遺族会に対する国有
財産の無償貸付に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

財団法人日本遺族会に対する国有
財産の無償貸付に関する法律案
財団法人日本遺族会に対する国有
財産の無償貸付に関する法律

有財産の無償貸付に関する法律

(無償貸付)
第一条 政府は、日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障条約第三条
に基く行政協定第二条により日本
国に駐留する合衆国軍隊に提供さ
れている国有財産たる別表第一の
建物が返還された場合において、
この法律の施行の際現に東京都千
代田区三年町一番地に主たる事務
所を有する財団法人日本遺族会
(以下「遺族会」という。)が、もと
の軍人軍属で公務により死亡した
者の遺族(以下「遺族」という。)の
福祉を目的とする事業の用に供す
るときは、遺族会に対し、その建
物及び国有財産たる別表第二の土
地のうちその建物の使用に必要な
部分を、他の法令の規定にかかわ
らず、無償で貸し付けることがで
きる。

(用途の制限)
第二条 遺族会は、前条の規定によ
り貸付を受けた財産を左に掲げる
事業以外の事業の用に供してはな
らない。
一 遺族に無料又は低額な料金で
宿泊所を利用させる事業
二 遺族に無料又は低額な料金で
集会所、食堂、理容所、洗たく
所等の施設を利用させる事業
三 遺族に生活必需品を実費で販
売する事業
四 無料又は低額な料金で遺族の
生活及び結婚に関する相談に応
ずる事業
五 遺族の育英を行う事業
六 その他遺族の福祉を目的とし
て行う事業で厚生大臣の指定す
るもの

2 遺族会は、遺族会以外の者が前
項に規定する事業を行うために使
用する場合においては、厚生省令
で定めるところにより厚生大臣の
承認を受けて、その者に前条の規
定により貸付を受けた財産を使用
させることができる。

(監督)
第三条 第一条の規定により遺族会
に対し国有財産が貸し付けられた
ときは、厚生大臣は、その貸付の
目的が有効に達せられることを確
保するため、遺族会に対して、左
に掲げる権限を有する。
一 事業又は会計の状況に関し報
告を徴すること。
二 貸付の目的に照らして、遺族
会の予算が不適当であると認め
る場合において、その予算につ
いて必要な変更をなすべき旨を
勧告すること。

三 遺族会の役員が法令、法令に
基いてする行政庁の処分又は寄
附行為に違反した場合において
て、その役員を解職すべき旨を
勧告すること。

2 第一条の規定により貸し付けた
財産の所管大臣は、遺族会が前条
の規定に違反したとき、又は前項
の規定による措置に従わなかつた
ときは、厚生大臣の意見を聞き、
第一条の規定による貸付の契約を
解除することができる。但し、他
の方法による監督の目的を達する
ことができない場合に限り。

3 第一項第三号の規定により解職
を勧告する場合においては厚生大
臣、前項の規定により契約を解除
する場合においては同項に規定す
る。

別表第一
東京都千代田区九段一丁目五番地
の一 所在
一 鉄筋コンクリート造地下一階
付四階建事務所 一棟
建坪 九百六十八坪八合六分
五厘

二階 八百二十五坪七合八分
三階 八百二十二坪一合七分
四階 六百六十二坪二分
塔屋 百五十九坪八合四分
地下一階 千四百四十坪一合一
分四厘

二 鉄筋コンクリート造地下一階
付一階建事務所 一棟
建坪 二十八坪九合五分
地下一階 四十一坪六合八分
三 鉄筋コンクリート造一階建屋
外便所 一棟
建坪 三坪九分

別表第二
東京都千代田区九段一丁目五番地
の一 所在
官有地 三千四百六十五坪八分一
分五厘

九七一

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 地方税法の一部を改正する法律案

〔掌議芳夫君登壇、拍手〕

○掌議芳夫君 只今上程せられました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案及び財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について報告いたします。

先ず引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

引揚同胞対策審議会は、昭和二十三年八月から最初は一年を限って総理府に設置され、海外同胞の引揚促進、帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき民間の陳情を審議し、且つその実情を調査して、引揚同胞対策を考究いたし、その結果を内閣総理大臣に報告して参つたのであります。その後、この設置法も現在まで五回の改正を重ね、引続いて今日に及んでいるのであります。なお、その重要性が認められておるのであります。

この法律案の要点は、未帰還者留守家族等援護法における政府の未帰還者の帰還促進及び調査究明に対応して、この審議会を更に三年間存続させるため、本法第七条中の「施行の後五年」を「施行の後八年」に改め、本法が本年八月で消滅するものを更に延長しようとするものであります。

以上が本法律案の要点であります。が、本案は衆議院提出のものであります。厚生委員会におきましては、提案者を代表して、衆議院議員山下春江君より提案理由の説明を聴取して審議いたしましたのであります。かくて質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致

を以て衆議院送付案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、去る第十三国会におきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立いたしました。戦没者の遺族等に対して初めて国の責任において援護の手が差し伸べられることと相成つたのであります。これらの方々の前途にはなお幾多の困難な問題が横たわつておるのであります。このたび政府におきましては、これらの遺族援護対策の一環として、旧財団法人軍人会館が所有して置きました国有財産たる建物を、米駐留軍より近く我が国に返還された際に、財団法人日本遺族会に無償で貸付け、遺族の福祉を目的とする事業の用に供することによつて幾分なりとも遺族援護に役立たせたいとの趣旨から、この法律案が提出されたのであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。第一に、財団法人日本遺族会に対し、旧軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を図るため、旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物が米駐留軍より返還された後において、その建物をその使用に必要な敷地と共に無償で貸付けることとしたのであります。第二に、貸付財産の用途を、宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育英事業等、遺族の福祉を図るため必要な事業の用に供することに制限いたしましたのであります。第三に、貸付契約の解除、役員解職等、必要な監督規定を設けてあるのであります。以上がこの法律案の概要であります。

以上がこの法律案の概要であります。本委員会におきましては、各委員の各当局との間に熱心なる質疑応答を重ねると共に、財団法人日本遺族会理事長島根蔵君及び佐藤信君を参考人として召喚し、日本遺族会の沿革、実情等に関する説明を聴取したのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまして、大谷委員より次の附帯決議を附する動議が提出せられたのであります。

附帯決議

一、財団法人日本遺族会は、本法により無償貸付を受けた国有財産につき、特に公正かつ民主的な使用運営を期するため、その寄附行為を変更して、国会側を含む各界の代表的有識者を以て構成する運営委員会を設置し、諮問機関とすること。

二、財団法人日本遺族会をして十分なる準備を整えさせるため、約三カ月の期間を置き、十一月一日以後において無償貸付の契約を結ぶこと。

湯山委員から附帯決議案を附して本案に賛成する旨を述べられたのであります。かくして討論を終結して、本案の採決をいたしましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

いたした次第であります。なお、政府委員から附帯決議の趣旨に副うよう努力する旨の発言があつたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方税の上部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年八月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

(小字及び一は衆議院修正)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項但書中「但し、」の下に「清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額を限度として、」を加え、「その義務を負う。」を「それぞれその義務を負う。」に改め、同条第三項中「相続人又は相続財団は、」を「相続人(包括受遺者を含む。以下本条及び第十條において同様とする。)」又は「相続財団は、」に改め、「被相続人」の下に「(包括遺贈者を含む。以下本条及び第十條において同様とする。)」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、当該相続人又は包括受遺者は、同項の規定によつて納付し、又は納入すべき地方税又は納入金のそれぞれについて当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額に、あつて計算した額に相当する地方税又は納入金を納める義務を負う。この場合において、当該相続人又は包括受遺者は、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を限度として、その納付し、又は納入すべき地方税又は納入金について連帯して納める義務を負う。

第十條第二項但書中「但し、」の下に「清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額を限度として、」を加え、「その義務を負う。」を「それぞれその義務を負う。」に改め、同条次の一項を加える。

4 前項の場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号 地方税法の一部を改正する法律案

は、当該相続人又は包括受遺者は、同項の規定によつて納めるべき地方団体の徴収金を当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額にあん分して計算した額に相当する地方団体の徴収金を納める義務を負ふ。この場合において、当該相続人又は包括受遺者は、当該相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を限度として、その納めるべき地方団体の徴収金について連帯して納める義務を負ふ。

第三 事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの（以下本項中「親族等」といふ。）が事実上当該事業を経営しているとき、認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

第十五条第三項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三 納税者又は特別徴収義務者が国の徴収金の滞納によつて滞納処分を受けた場合において、徴税吏員が国に対し交付を求めた地方団体の徴収金は、当該滞納処分によつて差押を受けた財産の価額を限度として、その差押に係る国の徴収金に先だたないものとする。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（特別徴収義務者等の担保の提供）第十六条の七 道府県知事は、入場税又は遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を保全するため必要があるとき、特別徴収義務者（申告納付の方法によりこれらの税に係る当該地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。）に対し、期間及び金額を指定し、当該地方団体の徴収金を保全するため必要な限度において相当の担保の提供を命ずることができる。

第十七条第三項及び第五項並びに第十六条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

この場合において、第十六条の第三項中「その徴収額を算する金額から」とあるのは「その入場税又は遊興飲食に係る地方団体の徴収金を保全するため必要な金額から」と、同条第五項中「徴収額を算した金額」とあるのは「当該担保の提供に係る地方団体の徴収金」と読み替へるものとする。

第三 第一項の担保の種類及びその提供の手段について必要な事項は、政令で定める。

第七十七條第一項但書（若しくは文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の政令）に改める。

第七十八條第一項（若しくは「身体障害者更生施設」の下に「社会教育及び社会事業等」といふ。第三項において同様とする。）を加へ、同条に次の二項を加える。

道府県は、前項に規定する主権者が主催する映画を映する場所への入場に対しては、当該映画の催しに係る利益の全部が社会教育及び社会事業等のために支出され、且つ、当該映画の催しに關係する者が何らの報酬を受けない場合で当該映画の催しが当該道府県の条例で定める利益、同数の条件に該當するとき限り、当該道府県の条例の定めるところによつて、入場税を課せしむることができる。

道府県は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により助成の措置を講じられた文化財を公開する場所への入場に対しては、当該道府県の条例の定めるところによつて、入場税を課せしむることができる。

第八十四條の見出し中「入場券又は利用券を」と「入場券等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「利用前に」、「を」利用の際に、「に」改め、同項に次の一号を加える。

第八十八條に規定する場合

第八十四條第五項中「第一項の場合において、」を削り、同条第二項中「前項を」と「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

主権者等が前売その他何らの名義をもつてするを問はず、入場券若しくは利用券又は入場券若しくはは利用券と引き換へるべききつぷその他の物（以下「入場券等引換券」といふ。）をあらかじめ発行し、これを入場者又は利用者に交付し、よとする場合においては、前項各号に掲げる場合及び道府県の条例で定める場合を除く外、当該道府県が作成する用紙を用いなければならぬ。

第八十四條に次の一項を加える。

主権者等が第二項の規定によつて入場券等引換券を発行している場合における前項の規定の適用については、当該入場券等引換券は、道府県の条例の定めるところによつて道府県が当該入場券等引換券

に検印を行つたものに限り、同項の入場券又は利用券とみなす。

第四百七十七條第一項（第一号中「一万五千円を」二万二千五百円に、「一万円を」一万五千円に改め、同項第二号中「四千五百円を」六千七百五十円に、「三千円を」四千五百円に、「二千円を」三千円に、「千円を」千五百円に改め、同項第三号中「五百円を」七百五十円に改める。

第四百七十七條第一項（第一号を次のように改める。

第一 普通自動車

乗用車 年額 三万円
自家用 年額 一万四千円
営業用 年額 一万四千円
トラック 年額 一万四千円
バス

主として観光利用のもの

年額 二万五千円
その他 年額 一万六千円
同条第四項第二号中「四千五百円を」七千二百円に、「三千円を」四千五百円に、「二千円を」千五百円に、「千円を」千五百円に改め、同条第三号中「五百円を」七百五十円に改め、同条に次の一項を加える。

第四 第四項に規定する場合、一定の期間において自動車運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の標準税率は、第一項の規定にかかわらず、同項各号の税率に政令で定める割合を乗じた税率とする。但し、その割合は、十分の七を下ることができない。

第八十五條の見出し中「入場券又は利用券を」と「入場券等」に改め、同条第一項第一号中「同項を」と同条第二項若しくは第二項に、「入場券若しくはは利用券を発行した者」を入場券、利用券若しくはは入場券等引換券を発行した者に改め、同項第二号

中「第五項を」第六項に、「入場券の」半若しくは利用券の「半」を「入場券若しくはは利用券（同条第七項の規定により入場券又は利用券とみなされるものを含む。）の「半」に改める。

第八十七條第三項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三 第一項の特別徴収義務者は、第八十四條第二項の規定によつて入場券若しくはは利用券又は入場券等引換券をあらかじめ発行する場合においては、前項の規定にかかわらず、道府県の条例で定める場合を除く外、当該入場券若しくはは利用券又は入場券等引換券を交付する際に入場税を徴収するものとする。

第九十二條第一項及び第九十四條第一項中「第八十七條第三項を」第八十七條第四項に改める。

第九十五條第一項中「一月を」十五日に改め、同条第二項中「第八十七條第三項を」第八十七條第四項に改める。

第九十六條中「第八十七條第三項を」第八十七條第四項に改める。

第九十七條第二項及び第三項中「總理府令を」政令に改める。

第一百十六條第一項各号列記以外の部分中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に改め、同条同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は

第九七三

し、且つ、運輸する航空機に對して課する昭和二十八年年度の固定資産税の税率は、第三百四十九条の規定にかかわらず、百分の〇・四をこえることができない。

第三百八十九条第一項中「評価を行つた後」の下に「、総理府令の定めるところによつて」を加える。

第四百八十九条第三項及び第四項中「総理府令」を「政令」に改める。

第四百八十九条第一項第十四号を第二十五号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十四 増化ヒール及び増化ヒール・さん、股ヒール共重合物

同条第三項及び第四項中「総理府令」を「政令」に改める。

第六百二十条中「十四」を「二十」に改める。

第七百四十一條第三項第十七号を次のように改める。

十七 贈與(タリニング法を除く)

第七百四十二條の次に次の一條を加える。

(収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者)

第七百四十二條の二 資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

第七百四十三條第二号中「及び私立学校法第六十四條第四項の法人」を「私立学校法第六十四條第四項の法人及び社会福祉法人」に改め、同条第三号中「法令による公団、」及び「船舶管理委員会」を削り、「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加え、同条第五号中「及び木

船保険組合」を「、漁船保険中央会、船主相互保険組合及び漁業信用基金協会」に改める。

七の二 数計書の発行に關する臨時措置法

(昭和二十三年法律第三十二号)第二條第一項に規定する数計書の供給を行う事業

第七百四十四條第九項中「三万八千円」を「五万四千円」に改め、同条第十一項中「又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付」を「国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、未復員者給付法、特別未帰還者給付法若しくは戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の規定に基く療養の給付(健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。以下第七百七十七條第四項において同様とする。）」又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定に基く医療に、当該給付を「当該給付又は医療」に改め、同条第十四項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

第七百四十七條の二第二項中「三万八千円」を「五万四千円」に改める。

第七百六十二條の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所(以下本項中「事業所等」という。)に於て、

を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に當る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の關係のある個人(以下本項中「所長等」という。)が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相當するもの行為又は計算で、これを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となつて認められるものがある場合について適用する。

第七百七十六條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する業務

同条第四号の次に次の一号を加える。

五の二 診療所

同条第三項に次の一号を加える。

十三 タリニング法

第七百七十六條の次に次の一條を加える。

第七百七十六條の二 業務から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る特別所得税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

第七百七十七條第一項中「前条」を「第七百七十六條」に改め、同条第三項中「三万八千円」を「五万四千円」に改

め、同条第四項中「医療及び歯科医療」を「第七百七十六條第二項第一号から第四号の二までに掲げる業務」に、「三万八千円」を「五万四千円」に、「又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付」を「国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、未復員者給付法、特別未帰還者給付法若しくは戦傷病者遺族等援護法の規定に基く療養の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療、出産扶助のための助産若しくは結核予防法の規定に基く医療」に、「当該給付」を「当該給付又は助産若しくは医療」に改める。

第七百七十九條第一項に次の但書を加える。

但し、第一項業務のうち第七百七十六條第二項第四号、第四号の二及び第五号の二に掲げるものに対するものについては、百分の四とする。

附則

1 この法律中、入湯税、遊興飲食税及び入湯税に係る改正規定(第十六條の七の改正規定を含む)は昭和二十八年八月一日から、第三百三條、第三百七條、第三百十條、第三百二十一條の四第一項並びに第三百二十一條の五第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八項の規定は昭和二十九年一月一日から、その他の規定(以下「その他の規定」という。)は公布の日から施行し、その他の規定中第九條、第十條、第十五條、第二百九十二條第十一号、第三百二十一條の八、第三百二十一條の十三、第七百四十二條の二及び第七百七十六條の二の改正規定並びに附則の規定以外の規定は、昭和二十八年年度分(漁船保険中央会に係る市町村民

税の法人税割及び人の行ふ事業に對する事業税にあつては、昭和二十八年一月一日の属する事業年度分)の地方税から適用する。

2 昭和二十七年年度分以前の地方税(入湯税、遊興飲食税及び入湯税)にあつては昭和二十八年七月三十一日以前の分、漁船保険中央会に係る市町村民税の法人税割及び法人の行ふ事業に對する事業税にあつては昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度分(以前の分)については、なお、従前の例による。

3 改正後の地方税法第九條第二項から第四項まで並びに第十條第二項及び第四項の規定は、この法律(その他の規定に係る部分を除く)以下本項、次項、附則第七項及び附則第九項において同じ)施行後残余財産の分配若しくは引渡又は相続の開始があつた場合における当該分配若しくは引渡をする法人又は被相続人(包括遺贈者を含む。以下本項において同じ)に係る地方税、納入金又は地方団体の徴収金については、なお、従前の例による。

4 改正後の地方税法第十五條第三項の規定は、この法律施行の日において現に交付要求中の地方団体

の徴収金及びこの法律施行の日以後において交付要求をする地方団体の徴収金について適用する。

5 改正後の地方税法第二百九十二条第十一号、第三百二十一条の八及び第三百二十一条の十三の規定は、昭和二十八年八月一日以後において法人税割の納期限が到来する分について適用する。

6 昭和二十八年度分の鎮区税に対する改正後の地方税法第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、同法第八十一条中「四月一日」とあるのは「九月一日」と、同法第八十二条中「五月」とあるのは「十月」とする。

7 日本郵政公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会及び郵便局事務所に對して課する昭和二十八年度分の固定資産税に關し、第三百六十二条、第三百八十三条第一項及び第二項、第三百八十九条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十四条第一項、第四百十條第一項、第四百十五條第一項、第四百十八條並びに第四百二十八條に規定する期日は期間は、これらの規定にかかわらず、別に政令で定める。

178 適法に納付した市町村民税、固定資産税、事業税及び特別所得税に係る地方団体の徴収金がこの法律の施行に因り過納となつた場合における地方税法第十八条の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経過した日に納付されたものとみなす。

139 昭和二十八年度分の市町村民税については、改正前の地方税法第三百三条、第三百七条、第三百十條、第三百二十一条の四第一項並

びに第三百二十一条の五第一項及び第二項の規定は、なお、その効力を有するものとする。

1310 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に對する事業税のうち昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分については、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定した当該法人の当該事業年度に係る所得金額（清算所得金額を含む。以下同じ。）の總額に基いて当該道府県知事が定めた關係道府県別の所得金額（以下「分割所得金額」という。）を課税標準として關係道府県が事業税を課している場合において、当該分割所得金額の決定について誤謬があることが判明したときは、地方税法附則第三項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第九十五号）附則第二項の規定にかかわらず、当該關係道府県のうち、当該誤謬に係る分割所得金額に基いて課した事業税額（以下「誤謬事業税額」という。）が当該分割所得金額の誤謬を訂正して課すべき事業税額（以下「訂正事業税額」という。）に満たない不足税額がある道府県は当該不足税額を納税義務者から徴収せず、当該誤謬事業税額が当該訂正事業税額をこえる超過税額がある道府県は当該超過税額を納税者に還付せず、又は納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金で当該道府県に係るものに充当しないことができる。

11011 前項の規定によつて不足税額を徴収せず、又は超過税額を還付せず、若しくは未納に係る地方団体の徴収金で当該道府県に係るものに充当しない場合においては、当該超過税額がある道府県は、当該超過税額に相当する額を当該不足税額がある道府県に交付しなければならぬ。この場合においては、当該超過税額に相当する額は、当該不足税額がある道府県の当該超過税額がある道府県に交付すべき超過税額に相当する額と相殺することを妨げない。

1112 前項の規定によつて超過税額がある道府県が当該超過税額に相当する額を不足税額がある道府県に交付したときは、關係道府県は、当該誤謬に係る分割所得金額を訂正して事業税を課したものとみなし、当該事業税に係る納税者は、当該訂正をして課せられるべき事業税を当該道府県に納付したものとみなす。

11213 附則第十項の場合において、關係道府県のうち標準税率又は標準賦課率と異なる税率又は賦課率で事業税を課している道府県があることに因り、超過税額がある道府県が交付すべき当該超過税額に相当する額が不足税額がある道府県の当該不足税額に相当する額に満たないとき、又はこれをこえるときは、附則第九項の規定にかかわらず、当該超過税額に相当する額が当該不足税額に相当する額に満たない額については当該不足税額

がある道府県がこれを納税義務者から追徴し、又は当該超過税額に相当する額が当該不足税額に相当する額をこえる額については当該超過税額がある道府県がこれを納税者に還付しなければならぬ。

11314 附則第十項の規定による交付又は還付については必要な事項は、關係道府県が協議して定め、但し、当該關係道府県の協議がとれない場合においては、關係道府県のうちいずれかの請求に基き、あらかじめ關係道府県の意見を聞いた上、自治庁長官が決定する。

11415 附則第九項に規定する誤謬に係る分割所得金額に基いて關係道府県知事が定めた本税額を課税標準として關係市町村が課した事業税附加税については、当該關係市町村は、前五項の規定に準じて、当該誤謬に係る事業税附加税額（以下本項中「誤謬事業税附加税額」という。）が当該誤謬を訂正して課すべき事業税附加税額（以下本項中「訂正事業税附加税額」という。）に満たない不足税額を納税義務者から徴収せず、又は当該誤謬事業税附加税額が訂正事業税附加税額をこえる超過税額を納税者に還付せず、若しくは納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金で当該市町村に係るものに充当しないことができる。この場合においては、当該關係道府県知事は、それぞれ当該道府県の区域内にある關係市町村に對し必要な指示をすることができ

がある道府県がこれを納税義務者から追徴し、又は当該超過税額に相当する額が当該不足税額に相当する額をこえる額については当該超過税額がある道府県がこれを納税者に還付しなければならぬ。

11516 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

11617 外国船舶の所得税等免除に關する法律（大正十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。
本則中「營業税」を「事業税」に改める。

11718 釧路法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。
第十九条を次のように改める。
第二項の申請があつた場合においては、試験権者が左の各号に該當するときでなければ、延長の許可をしてはならない。
一 誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めるとき。
二 釧路の狀態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるとき。
三 当該申請に係る試験権について現に釧路税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。以下同じ。）をしていないとき。
第三十一条中「試験を要すると認めるときは、」を「試験を要すると認めるとき、又は現に当該試験権に關する釧路税の滞納があると認るとき、」に改める。

11819 国庫出納金等端數計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「重加算金」の下に「（以下「地方税に係る徴収金」と

いう。」を加え、第二項及び第三項中「又は地方税を」と、地方税又は地方税に係る徴収金に改め、第四項中「若しくは地方税又は地方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」と、地方税又は地方税に係る徴収金に改める。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、政府において現行税法に差当り必要最小限度の改正を行う必要を認めて提案したものでありまして、その要旨は左の通りであります。

即ち、改正の第一は、事業税及び特別所得税に関するものでありまして、個人事業税及び特別所得税の基礎控除額の引上げ、青色申告法人について損金算入を認める繰越欠損金の範囲の拡大、課税標準の算定から除外される健康保険等の療養の給付につき支払を受ける金額の範囲の明確化であります。

改正の第二は、自動車税及び入場税に関する物価の高騰を理由とする定額税の税率の調整に関するものであります。改正の第三は、鉱区税に関するものであります。改正の第四は、市町村民税の課税方法に関するものであります。所得税額を課税標準とする第一方式によつて課税する場合において、その税額が課税所得金額を課税標準とする第二方式によつた場合の制限を超えない限り税率決定の自由を認めんとするものであります。改正の第

五は、昭和二十五年分以前の法人事業税に関するものであります。以上が政府提出案の内容の概要であります。衆議院におきましては、本税法に對し、負担の均衡化乃至合理化の見地から相当程度の修正が行われました。即ち、道府県税関係では、事業税及び特別所得税において、教科書の発行に関する臨時措置法による教科書の供給事業を非課税とし、助産婦業、装師業並びに、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等、医療類似業務の特別所得税の税率を百分の四とし、クリーニング業を特別所得税の第二種業務とし、入場税において、社会教育、社会事業等のために一定条件の下に行う映画及び文化財保護法の助成を受ける文化財の公開を免税とし、自動車税及び特種車税の定額を變更し、積雪地帯の自動車税の税率を軽減し、市町村税関係では、固定資産税において、信用金庫の事務所、健康保険組合、農業協同組合及び消費生活協同組合等の病院、診療所を非課税とし、建造費に對し政府が利子補給を行う二千総トン以上の外航船及び本年度分に限り日本航空株式会社の航空機の税率を百分の〇・四とし、国有鉄道、専売公社、電信電話公社及び日本放送協会の本来の事業用に供しない固定資産については課税し得ることとし、又、電気ガス税においては、塩化ビニール及び塩化ビニール・醋酸ビニール共重合物を非課税品目に加えているのであります。

これに對しまして、本委員会において、床次衆議院議員から、衆議院における修正部分の修正理由並びに内容の概要の説明がありました。

当委員会におきましては、本法律案の重要性に鑑み、慎重審議、床次議員、塚田國務大臣及び政府委員との間に活発な質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

次いで討論に入り、緑風会の館委員から左の修正案が提出せられました。

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案
地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第百四十七条第一項第一号の改正規定中「一万六千円」を「一万四千円」に改める。

第六百二十条の改正、規定の次に次のように加える。

第七百四十一條第三項第一号中「含む」を「含む、もつぱらめん類食を提供する業で政令で定めるものを除く」に改める。

第七百四十三條第二号の改正規定中「及」及び私立学校法第六十四條第四項の法人を「私立学校法第六十四條第四項の法人及び社会福祉法人」に改め、を「宗教法人」の下に「社会福祉法人」を加え、「に改める」。

第七百四十四條の改正規定中「特別未帰還者給付法」の下に「未帰還者留守家族等援護法」を加える。

第七百七十六條第三項の改正規定を次のように改める。

同条第三項に次の二号を加える。
十三 クリーニング業
十四 もつぱらめん類食を提供する業で政令で定めるもの
第七百七十七條の改正規定中「特別未帰還者給付法」の下に「未帰還者留守家族等援護法」を加える。

以上であります。なお、理由として、バスの定額税を軽減するのは、客に及ぼすサービスの点及びトラックとの均衡を考慮したのであり、めん類食を提供する業で政令で定めるものを事業税の第一種事業から外し、特別所得税の第二種業務としたのは、同業者は相当の衛生的施設をしなければならぬという制約もあり、クリーニング業、理髪業等との均衡上も妥当と認めたからである旨を述べられました。

次いで、社会党第四控室の若木委員は、本法律案の衆議院送付が遅れたため、審議に日時の乏しかつた点について不満を述べ、緑風会の修正案には賛成、衆議院の修正案には反対し、その理由として、右修正案は首肯し得る点もあるが、固定資産税の關係において国鉄等に対する課税対象が不明確であること、国の利子補給を受けて利益を挙げている外航船に對して地方税を軽減することは不合理であること、めん類業者の遊興飲食税の軽減が考えられていないことは不合理である等の点であるとし、又政府原案第三百十三條は、現行法より却つて少額所得者に對する課税の幅が広がるから、政府原案にも反対であり、従つて衆議院送付案に反対する意見を開陳せられました。

次に松澤委員は社会党第二控室を代表して、緑風会修正案には賛成、衆議院修正案にも賛成であるが、政府原案の第十六條の七は、入場税及び遊興飲食税の納税者に對し担保の提供を要求することは零細業者に酷である等の理由で反対する旨を述べられました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、緑風会修正案は全会一致を以て可決、緑風会修正案を除いた衆議院送付案は多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 参事に報告させます。
〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出し可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、国家公務員等退職手当暫定措置法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員会理事宮田重文君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
国家公務員等退職手当暫定措置法案
昭和三十八年八月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年八月八日 参議院會議第三十七号 議事日程追加の件 国家公務員等退職手当暫定措置法案

九七七

国家公務員等退職手当暫定措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 一般の退職手当(第三条・第八条)
第三章 特別の退職手当(第九条・第十条)
第四章 雑則(第十一条・第十四条)

附則

第一章 総則

(目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員等に対する退職手当の基準を暫定的に定めることを目的とする。

2 この法律は、別に法律をもつて恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給付制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、一般会計、各特別会計、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び住宅金融公庫の歳出予算によつて俸給(これに相当する給与を含む。以下同じ。)が支給される職員(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡に因る退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員(第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、

前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第二章 一般の退職手当

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額(俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

五 三十七年以上四十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

六 四十一年以上四十五年以下の期間については、一年につき百分の六十五

七 四十六年以上五十一年以下の期間については、一年につき百分の六十五

八 五十二年以上の期間については、一年につき百分の六十五

九 五十三年以上五十八年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十 五十九年以上六十四年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十一 六十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

十二 六十六年以上七十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十三 七十一年以上七十六年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十四 七十七年以上八十二年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十五 八十三年以上八十八年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十六 八十九年以上九十四年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十七 九十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

十八 九十六年以上九十九年以下の期間については、一年につき百分の六十五

十九 百年以上百零四年以下の期間については、一年につき百分の六十五

二十 百零五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

二十一 百零六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

二十二 百零七年以上の期間については、一年につき百分の六十五

二十三 百零八年以上百一十二年以下の期間については、一年につき百分の六十五

二十四 百一十三年以上の期間については、一年につき百分の六十五

二十五 百一十四年以上百一十八年以下の期間については、一年につき百分の六十五

二十六 百一十九年以上百二十四年以下の期間については、一年につき百分の六十五

二十七 百二十五年以上百三十四年以下の期間については、一年につき百分の六十五

二十八 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

二十九 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

三十 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

三十一 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の六十五

該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の九

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の九

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の九

五 三十七年以上四十年以下の期間については、一年につき百分の九

六 四十一年以上四十五年以下の期間については、一年につき百分の九

七 四十六年以上五十一年以下の期間については、一年につき百分の九

八 五十二年以上の期間については、一年につき百分の九

九 五十三年以上五十八年以下の期間については、一年につき百分の九

十 五十九年以上六十四年以下の期間については、一年につき百分の九

十一 六十五年以上の期間については、一年につき百分の九

十二 六十六年以上七十年以下の期間については、一年につき百分の九

十三 七十一年以上七十六年以下の期間については、一年につき百分の九

十四 七十七年以上八十二年以下の期間については、一年につき百分の九

十五 八十三年以上八十八年以下の期間については、一年につき百分の九

十六 八十九年以上九十四年以下の期間については、一年につき百分の九

十七 九十五年以上の期間については、一年につき百分の九

十八 九十六年以上九十九年以下の期間については、一年につき百分の九

十九 百年以上百零四年以下の期間については、一年につき百分の九

二十 百零五年以上の期間については、一年につき百分の九

二十一 百零六年以上の期間については、一年につき百分の九

二十二 百零七年以上の期間については、一年につき百分の九

二十三 百零八年以上百一十二年以下の期間については、一年につき百分の九

二十四 百一十三年以上の期間については、一年につき百分の九

二十五 百一十四年以上百一十八年以下の期間については、一年につき百分の九

二十六 百一十九年以上百二十四年以下の期間については、一年につき百分の九

二十七 百二十五年以上百三十四年以下の期間については、一年につき百分の九

二十八 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

二十九 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十一 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十二 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十三 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十四 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十五 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十六 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十七 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十八 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

三十九 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

四十 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

四十一 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

四十二 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

四十三 百三十五年以上の期間については、一年につき百分の九

得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四十

四 勤続期間三年以上四年未満の者 百分の五十

五 勤続期間四年以上五年未満の者 百分の六十

六 勤続期間五年以上六年未満の者 百分の七十

七 勤続期間六年以上七年未満の者 百分の八十

八 勤続期間七年以上八年未満の者 百分の九十

九 勤続期間八年以上九年未満の者 百分の九十

十 勤続期間九年以上十年未満の者 百分の九十

十一 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十二 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十三 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十四 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十五 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十六 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十七 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十八 勤続期間十年以上の者 百分の九十

十九 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十一 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十二 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十三 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十四 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十五 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十六 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十七 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十八 勤続期間十年以上の者 百分の九十

二十九 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十一 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十二 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十三 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十四 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十五 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十六 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十七 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十八 勤続期間十年以上の者 百分の九十

三十九 勤続期間十年以上の者 百分の九十

四十 勤続期間十年以上の者 百分の九十

四十一 勤続期間十年以上の者 百分の九十

四十二 勤続期間十年以上の者 百分の九十

四十三 勤続期間十年以上の者 百分の九十

により計算した退職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機轉の改換、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

6 前四項の規定により計算した退職期間に一年未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てて算入する。但し、その在職期間が六月以上一年未満(第四条又は第五条の規定による退職手当を計算する場合にあっては、一年未満)の場合には、これを一年とする。

(退職手当の支給制限)

第八条 第三項から第五項までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

三 国家公務員法第九十八条第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

四 常勤を要しない者

五 常勤を要しない職員のうち勤務形態が常勤を要する職員に準ずるものに對しては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第三項又は第四項の規定による退職手当を支給することができ。

3 前項に規定する職員の範囲は、政令で定める。

第三章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第九條 職員の退職が労働基準法

（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第七十三号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日翌日から起算して一年以内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所において支給する。

（前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（未満の端数を生じたとときは、その端数を切り捨て）に等しい日数をこえて失業している日数に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。）

（第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分に相当する金額を退職手当として失業保険法

（昭和二十八年八月八日 参議院会議録第三十七号 国家公務員等退職手当暫定措置法案

の規定による退職手当の支給を受ける場合において、公共職業安定所において支給する。

（本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

（遺族の範囲及び順位）

二十一号)の規定により従前の例によることとされる旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)に規定する死亡賜金は、支給しない。

12 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)附則第十項の適用を受ける者に対する遺族一時金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に、組合員であつた期間に応じ別表第五に定める日数から百二十日を減じて得た日数を乗じて得た金額とする。

13 昭和二十八年七月三十一日以前の死亡に因る国家公務員共済組合法の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

14 保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)」を「国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

第二十八条第一項中「百日分」を「百二十日分」に改め、同項の表中「昭和二十七年十月十五日」から昭和二十八年七月三十一日までの間において二等俸給として採用された者を「保査長等」として採用された者に改め、「昭和二十七年十二月において」を削り、同条第二項中「四日」を「五日」に、「六十日分」を「七十日分」に、「三十日分」を「三十六日分」に改め、同条第三項中「昭和二十七年八月一日」から昭和二十八年七月三十一日までの

間において」を削り、同条第五項中「四日」を「五日」に改め、同条第六項中「五十日分」を「六十日分」に改め、同条第十項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 保安官及び警備官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達した」とあるのは「停年に達し、且つ、政令で定める事由に該当したこと」と読み替へるものとする。

11 保安官及び警備官並びに保安大学校の学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、保安大学校の学生としての勤続期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。但し、その者が保安大学校の学生としての正規の課程を終了し、引き続き保安官又は警備官に任用された場合に限る。保安大学校の学生としての勤続期間の二分の一に相当する期間を除算しない。

8 保安官及び警備官が死亡した場合における第二十八条第一項から第三項まで又は同条第五項から第七項までに規定する退職手当の額は、当分の間、これらの項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給日額の百二十日分に相当する額を加算した額とする。

附則第九項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

15 昭和二十八年七月三十一日以前における保安官及び警備官の退職又は死亡に因る退職手当については、なお従前の例による。

16 元西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「(国家公務員等退職手当暫定措置法の適用)」に改め、同条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)」を「国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)」に、「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

17 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「この法律施行前を昭和二十八年七月三十一日以前に」と、「この法律施行後六月を」を「同年八月一日以後六月に」と、この法律施行後なお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律を「同年八月一日以後国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

18 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条の下に」又は「国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)第十条」を加える。

○富田重文君登壇、拍手
○富田重文君 只今議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法案につきまして、人事委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

本案は衆議院の千葉三郎君外二十四名の提出されたものでありますが、先ずその提案理由の説明によりますと、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、本年七月末限り効力を失うので、これを八月一日以降もその効力を持たせることにすると共に、退職手当の支給額、勤続期間の計算等についても所要の改正を行うため、先に政府より同法の一部を改正する法律案が提出され、衆議院大蔵委員会においてはこれに若干の修正を加え、全会一致を以て可決いたしましたのであります。

その修正の内容は、第一に、公共企業体、特に国鉄においては長期勤続者が相当数在職しているため、退職手当支給率の減額は、勤続三十六年以上から始めることにし、第二に、国鉄等公共企業体では業務量の減少その他経営上止むを得ない事由による退職の場合にも最高率の退職手当が支給されるようにし、第三に、国鉄等の職員のほか一般公務員の場合にあつても、過去に満州、支那等、外地において同種事業等に勤務したことがある者につき、過去の勤続期間の通算ができるようにし、第四に、元の軍人軍属から引き継ぎ復員局等に在職している公務員の退職手当の計算につきまして、軍属のうち雇員、傭人、工員、事務官、理事官、判任文官については、すでに軍属としての在職期間が通算されており、又、今回軍人軍属の恩給も復活されることになりましたのに鑑み、その軍人軍属としての在職期間を通算することにいたしましたものであります。

併しなから、この改正法律案は七月三十一日まで成立を見るに至りませんでしたので、遂にその基本法は同日限り効力を失いました。従つて、ここに新たに、以上申述べました修正案と、修正部分を除く政府原案とを一本に取りまとめ、本法案として提出したものであります。

本案は去る三日提出せられ、人事委員会に付託となり、昨六日提案理由の説明を聞き、質疑に入りまして、質疑応答の主なものを申し上げますと、先ず「先般失効した法律によれば、本年八月一日以降においては、その法律による退職手当、恩給法による恩給、共済組合法による退職給付等を総合する新たな恒久的退職給付法を制定実施することになつては、その見直しはどうか。又、なぜ今回は従来のように臨時法案とせず、暫定措置法案として提出したか」との質疑に対しては「恒久制度に関する人事院勧告は国会中は間に合わぬとのことであり、又、国会の会期末も迫り、政府と十分折衝の暇もなかつたので、取りあへず議員提案としたが、臨時法になかつたのは、期限到来の都度、国会の審議を願うのも煩瑣と考えたためであり、今後恒久立法の折衝に努力する」との答弁があり、次に「本法により従来と適用範囲が変更されて特に不利な取

へき地教育振興法制定に関する随
情

昭和二十八年八月八日 参議院會議録第三十七号

青年半級振興法案中一部修正に関する陳情
文化財保護費増額に関する陳情
市町村専任教育長設置に関する陳情

伊勢二所神宮に関する陳情
兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔川村松助君登壇、拍手〕

○川村松助君 只今議題となりました文部委員会に付託されました諸陳情のうち、半級給食法制定に関するもの、大学に関するもの、その他を含めて、諸陳情三十八件、陳情九件につきまして、本委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

文部委員会におきましては、政府の見解を聴取いたしまして、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしまして、結果、いづれも願意を妥協と認め、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸陳情及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸陳情及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後十日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次

三月三十一日第三種郵便物認可

第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

○本日の會議に付した事件

一、畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

一、日程第一 町村合併促進法案

一、日程第二 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

一、日程第三 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 引揚同僚対策審議会設置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

一、日程第六 地方税法の一部を改正する法律案

一、国家公務員等退職手当暫定措置法案

一、失業対策事業費増額等に関する諸陳情外八件の諸陳情

一、日雇労働者の賃金引上げ等に関する諸陳情外四件の陳情

一、学校給食法制定に関する諸陳情外三十七件の諸陳情

一、学校給食の強化拡充に関する諸陳情外八件の陳情

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員 小林 武治君 小林 政夫君 岸 良一君 北 勝太郎君

上林 忠次君 片柳 眞吉君

梶原 茂嘉君 柏木 庫治君

加賀山之雄君 赤木 正雄君

山川 良一君 村上 義一君

瀨口 三郎君 三木與吉郎君

三浦 辰雄君 前田 穰君

林 了君 野田 俊作君

中山 福藏君 豊田 雅孝君

常岡 一郎君 田村 文吉君

館 哲二君 竹下 豊次君

高橋 道男君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 島村 軍次君

深水 六郎君 横川 信夫君

雨森 常夫君 安井 謙君

伊能 芳雄君 青柳 秀夫君

高野 一夫君 西川弥平治君

石井 桂君 井上 清一君

關根 久藏君 川口爲之助君

吉田 萬次君 酒井 利雄君

佐藤清一郎君 岡本 亨弘君

谷口弥三郎君 宮本 邦彦君

長島 銀藏君 長谷山行毅君

宮田 重文君 滝井治三郎君

田中 啓一君 大矢半次郎君

岡崎 眞一君 松本 昇君

石原幹市郎君 植竹 春彦君

岡田 信次君 松岡 平市君

大谷 登清君 一松 政二君

西郷吉之助君 中川 幸平君

左藤 義詮君 寺尾 豊君

大屋 善彦君 吉野 信次君

大屋 善彦君 津島 壽一君

大屋 善彦君 青木 一男君

大野木秀次郎君 小瀧 彬君

古池 信三君 榎原 亨君

大谷 實雄君 宮澤 喜一君

高橋 衛君 西岡 八郎君

重政 廣徳君 鹿島守之助君

木内 四郎君 藤野 繁雄君

近藤 信一君 石村 幸作君

青山 正一君 秋山俊一郎君

入交 太蔵君 高橋進太郎君

仁田 竹一君 松平 勇雄君

永岡 光治君 加藤 武徳君

上原 正吉君 郡 祐一君

山本 米治君 西川基五郎君

小野 義夫君 徳川 頼貞君

藤田 進君 平井 太郎君

川村 松助君 堀 末治君

白波彌米吉君 島津 忠彦君

大和 與一君 湯山 勇君

松野 鶴平君 小林 英三君

草葉 隆國君 泉山 三六君

黒川 武雄君 石坂 豊一君

井上 知治君 栗山 良夫君

秋山 長造君 阿貝根 登君

永井純一郎君 大倉 精一君

河合 義一君 岡 三郎君

白井 勇君 成瀬 暢治君

小林 亦治君 森下 政一君

小酒井義男君 重盛 壽治君

江田 三郎君 小川 孝平君

久保 等君 田畑 金光君

松澤 衆人君 森崎 隆君

高田なほ子君 安部キミ子君

矢嶋 三義君 堂森 芳夫君

吉田 法晴君 中田 吉雄君

藤原 道子君 小笠原三男君

菊川 孝夫君 若木 勝蔵君

東 隆君 内村 清次君

松本治一郎君 三橋八次郎君

荒木正三郎君 羽生 三七君

千葉 信君 三木 治朗君

山下 義信君 加藤シヅエ君

後藤 文夫君 市川 房枝君

須藤 五郎君 戸叶 武君

木島 虎蔵君 木村篤太郎君

白川 一雄君 野本 品吉君

赤松 常子君 石川 清一君

最上 英子君 松永 義雄君

深川タメ君 武藤 常介君

幸本 廣作君 平林 太一君

八木 秀次君 村尾 重雄君

井村 徳二君 紅露 みつ君

八木 幸吉君 鈴木 一君

加瀬 完君 千田 正君

相馬 助治君 有馬 英二君

堀木 謙三君 菊田 七平君

長谷部ひろ君 木村福八郎君

上條 愛一君 松浦 清一君

棚橋 小虎君 鶴見 祐輔君

一松 定吉君 吉米地義三君

松原 一彦君

國務大臣 大達 茂雄君

文部大臣 塚田十一郎君

郵政大臣 大野木秀次郎君

國務大臣 大野木秀次郎君

政府委員 人事院總裁 淺井 清君

人事院事務局長 滝本 忠男君

局給子局長 中山 マサ君

厚生政務次官 中山 マサ君

定価 一部 十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三
振替東京一九〇〇〇〇官報課